

平成24年1月4日

お客様各位

奈良中央信用金庫

反社会的勢力の排除条項の導入等のお知らせ
およびお申込み時等の表明・確約のお願いについて

金融機関では、いま業界一致のもと、平成19年6月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）にもとづき、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に推進しております。

当金庫においても、こうした取組みの一環として、反社会的勢力を排除する旨の条項を平成22年1月4日から普通預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、貸金庫規定に盛り込み、同年7月1日からは、信用金庫取引約定書など融資関連の契約書に排除の条項を盛り込み、新契約書および新規規定の適用を開始しております。

反社会的勢力の排除条項とは、与信取引のご本人または保証人、預金者、貸金庫の借り主等が、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またそれに類する行為を現在かつ将来にわたって行わないことを表明・確約していただき、仮にそれに反することが判明した場合に、当金庫の判断により直ちに債務の弁済や契約の解約（取引解消）をさせていただくことを定めたものです。

なお、平成24年1月4日からは普通預金、当座勘定の新規取引お申込時等に、お客様が反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をお願いし、本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りしております。

当金庫は、今後も反社会的勢力との一切の関係遮断に努めてまいりますので、何とぞご理解を賜われますようお願い申し上げます。